

参 考

水産物の産地市場における

新型コロナウイルス感染症の対応マニュアル

農林水産省が公表している新型コロナウイルス感染症の予防対策では、「**食品を介して新型コロナウイルス感染症に感染したとされる事例は報告されていません。**」また、「一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等において**操業停止や食品廃棄などの必要はありません。**」と明示されております。

産地市場の新型コロナウイルス感染者対策として、すでに具体的な対応の準備をされているところもありますので、全国の産地市場関係者の皆様にご参考となるよう、取り急ぎ整理したものをご紹介させていただきます。



2020 年 5 月

一般社団法人海洋水産システム協会

協力：東京都水産物卸売業者協会

趣旨

2020年3月以降、新型コロナウイルス感染症については、パンデミック期(感染症の世界的大流行)にあり、我が国においても5月4日には緊急事態宣言の延長が決定されるなど大変憂慮すべき状況にあります。

このような状況の中、市場関係者〔開設者、漁協、生産者、荷受業者、仲買業者、運送業者、産地関係団体など〕の皆様の適切・円滑な対応ができますよう、産地市場の新型コロナウイルス感染症対策について現時点における政府等の情報を取り急ぎではありますが整理したものです。

今般は、すでに先駆的に取り組まれている東京都中央卸売市場豊洲市場〔東京都水産物卸売業者協会作成〕で使用されている「新型コロナウイルス感染症発生に伴う事業継続計画 卸売会社」および「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」〔新型コロナウイルスに関する農林水産省対策本部〕を参考にして、産地市場版として簡易的に使用できるよう「ひな形」作成し、併せて政府等からの関連情報を整理いたしました。各産地市場におかれましては、この「ひな形」を実態に合わせて追記・編集することでのご活用ができると考えています。

産地市場関係者の皆様にとって、新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言の中、事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画策定のご参考になれば幸甚です。

なお、感染状況については、日々状況の変化が予想される状況ですので、動向を注視して臨機応変に対応する必要があると思料されるところで、当会においても引き続き情報収集に努めることとしております。

[照会・連絡先]

一般社団法人海洋水産システム協会

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-15-8

TEL：03-6411-0021 FAX：03-6411-0022

担当：研究開発部 岡野利之〔技術士:水産部門/博士:海洋技術〕

次ページ以降は、貴市場における新型コロナウイルス感染症の
対応をまとめたマニュアルの「ひな型」としてご活用ください。

貴市場の状況に応じて、追記・編集しながらご使用ください。

※ ひな型内の ◇◇◇◇◇(文字の網掛け箇所)については
貴市場の実態に合わせて名称をご記入ください。



【ひな型】

新型コロナウイルス感染症の対応マニュアル

2020年 月

〇〇〇卸売市場

【開設者／市場管理団体／卸売業者 など】

目次

第1	新型コロナウイルス感染症の対応	1
1	目標	1
2	基本方針	2
第2	危機管理体制	3
1	新型コロナウイルス感染症対策 組織の設置と役割	3
2	情報収集と連絡体制	4
第3	感染拡大防止策	7
①	予防対策の徹底	8
	参考資料 新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）	9
②	患者発生時の対応	10
③	施設・設備などの洗浄・消毒	11
	参考資料 新型コロナウイルス対策 ～消毒方法～（厚生労働省）	12
④	業務の継続	14
⑤	風評被害の対策	15
第4	事務局の役割	16
	参考資料 新型コロナウイルス感染症の予防対策（農林水産省）	17
	参考資料 『水産物産地市場の品質・衛生管理』のホームページ	18

第1 新型コロナウイルス感染症の対応

1 目標

本対応マニュアルに掲げる目標（1）、（2）、（3）は、すべての市場関係者〔開設者、漁協、生産者、荷受業者、仲買業者、運送業者、産地関係団体など〕に共通するものです。

このうち、具体的に取り組む項目を①～⑤とし、5つの対策の位置付けとします。

（1） 感染拡大の防止

① 予防対策の徹底

② 患者発生時の対応

③ 施設設備などの洗浄・消毒

産地市場は、不特定多数の接触が起きる可能性の高い業務のため、感染媒介の場所とならないように対策を講じます。



（2） 市場流通の確保

④ 業務の継続

産地市場は、生鮮食料品の安定供給のために重要な役割を担っています。

社会機能維持者として、パンデミック時においても市場機能は維持します。

（3） 風評被害の防止

⑤ 風評被害の対策

風評被害により市場取引が
阻害されることを防止します。

5つの対策

① 予防対策の徹底

② 患者発生時の対応

③ 施設・設備などの洗浄・消毒

④ 業務の継続

⑤ 風評被害の対策

2 基本方針

〇〇〇卸売市場（又は開設者／市場管理団体／卸売業者など）として、新型コロナウイルス感染症の対応について、5つの対策 ①～⑤ の基本方針を次のとおり定めます。

① 予防対策の徹底

市場関係者などの人命尊重の観点から、感染予防、感染拡大防止策を最優先とした対応を図りましょう。

新型コロナウイルス感染症に関する基本情報や感染予防策など必要な情報を市場関係者などに迅速かつ確実に提供しましょう。

② 患者発生時の対応

産地市場で新型コロナウイルスに感染した患者が確認された場合は、保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、市場関係者などに周知しましょう。

③ 施設・設備などの洗浄・消毒

産地市場において、一般的な衛生管理がきちんと実施されていれば、感染者が発生しても生産者の操業停止、施設の閉鎖、取扱商品の廃棄などの対応をとる必要はありません。

④ 業務の継続

社会機能を維持するために、産地市場に関わる全ての市場関係者と連携・協力体制を構築し、パンデミック時においても生鮮食料品の安定的供給に努めましょう。

国や地方自治体などからの要請などがあった場合は、それに従い対応しましょう。

⑤ 風評被害対策

風評被害による市場取引の阻害を防止するため、正確な知識の周知を図りましょう。

第2 危機管理体制

1 新型コロナウイルス感染症対策 組織の設置と役割

〇〇〇卸売市場（又は開設者／市場管理団体／卸売業者など）の新型コロナウイルス感染症対策を管理運営するための組織（又は協議会／委員会／本部など）を設置して、必要な情報を発信し、対策を確実に講じていきます。

〇〇〇卸売市場新型コロナウイルス感染症対策組織の構成と役割

役職・氏名	所属	役割	5つの対策の関連番号
組織長 _____ 副組織長※複数可 _____		<ul style="list-style-type: none"> ●全体総括、指揮及び判断、取引先との協議 ●組織の設置、事業行動計画などの実行指揮 ●市場関係各社への協力依頼 ●生鮮食料品の流通確保に関する全般の指揮 ●風評被害対応 	①～⑤
感染対策 責任者 _____ 担当者※複数可 _____		<ul style="list-style-type: none"> ●感染予防・拡大防止策の検討、指示 ●感染者への対応指示 ●市場関係者への感染状況の確認と集約 ●市場関係者の連絡体制整備 ●発生・感染情報などの収集、集約、共有、提供 	①、②
施設・設備など 責任者 _____ 担当者※複数可 _____		<ul style="list-style-type: none"> ●施設・設備の維持管理に関する全般の指揮 ●施設・設備・備品などの洗浄・消毒の指示と確認 ●感染者が出た場合、感染者が勤務した区域の消毒（保健所の指示に従うことが望ましい） ●清掃用具の管理と消毒剤の確保 ●新型コロナウイルス感染症対策備品の共同調達 	③
業務統括 責任者 _____ 担当者※複数可 _____		<ul style="list-style-type: none"> ●重要な業務運営に関する対応、指示 ●取引先（仕入先、販売先）との調整 ●市場関係者の相互連携体制 ●取引状況の注視と対応 ●流通確保対策 	④
事務局 責任者 _____ 担当者※複数可 _____		<ul style="list-style-type: none"> ●対策組織内外の連絡調整 ●対策組織の設営・運営 ●各種問合せの窓口対応 ●感染状況や事業稼動状況に係る情報の一元管理 ●国・地方自治体から情報の収集と提供 	①～⑤

2 情報収集と連絡体制

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する情報収集

新型コロナウイルス感染症はその症状や感染状況など、刻々と変化しており、不明な点も多くあります。また、誤った情報や風評が流れることも想定されます。

このことを踏まえて、対策組織の関係者は、常に最新の正しい情報を入手できる体制を整え、対策組織は市場関係者に迅速な情報提供を実施する必要があります。

また、国や地方自治体の危機管理に関する通知は、対策組織を通じて迅速に情報提供を行いません。

●主な情報収集先（ホームページ）

【首相官邸】新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

【農林水産省】新型コロナウイルス感染症について

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/#c03

【厚生労働省】新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

【厚生労働省】新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html#Q1

【厚生労働省】新型コロナウイルスに関する Q&A（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html

(2) 連絡体制

市場関係者の感染状況などの確認や緊急事項の連絡をするため、緊急連絡体制を整備します。

感染の症状を持つ市場関係者が出た場合には、地方自治体の危機管理部署、業界団体、取引先、地元の保健所、医療機関との連携が必要になります。

連絡先については、常に最新の電話番号を確認してください。

※ 地方自治体や保健所ごとに「相談センター（電話対応窓口）」が設置されているので、連絡先を必ず確認して把握してください。

● 厚生労働省電話相談窓口

電話番号 0120-565653（フリーダイヤル）

受付時間 9：00から21：00

● 都道府県・保健所などによる電話相談窓口

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html

● 都道府県労働局の相談窓口について

※ 新型コロナウイルスに関連して、労働者が安心して休めるよう、特別休暇制度を設ける際の具体的な手続きについては、都道府県労働局の雇用環境・均など部（室）にお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>

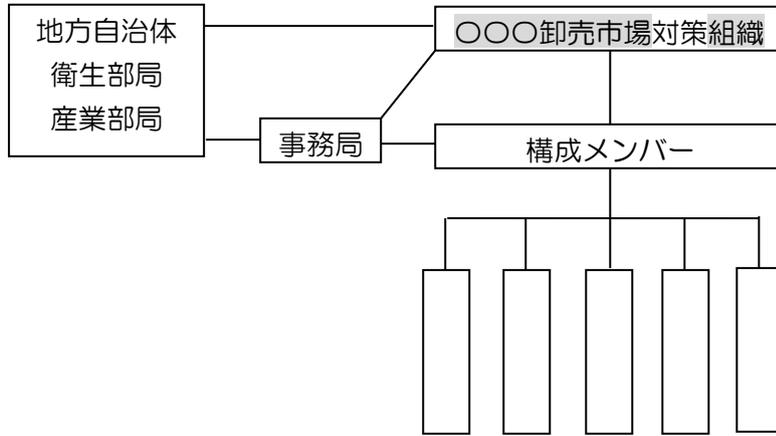
● **新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置**については、こちらをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html



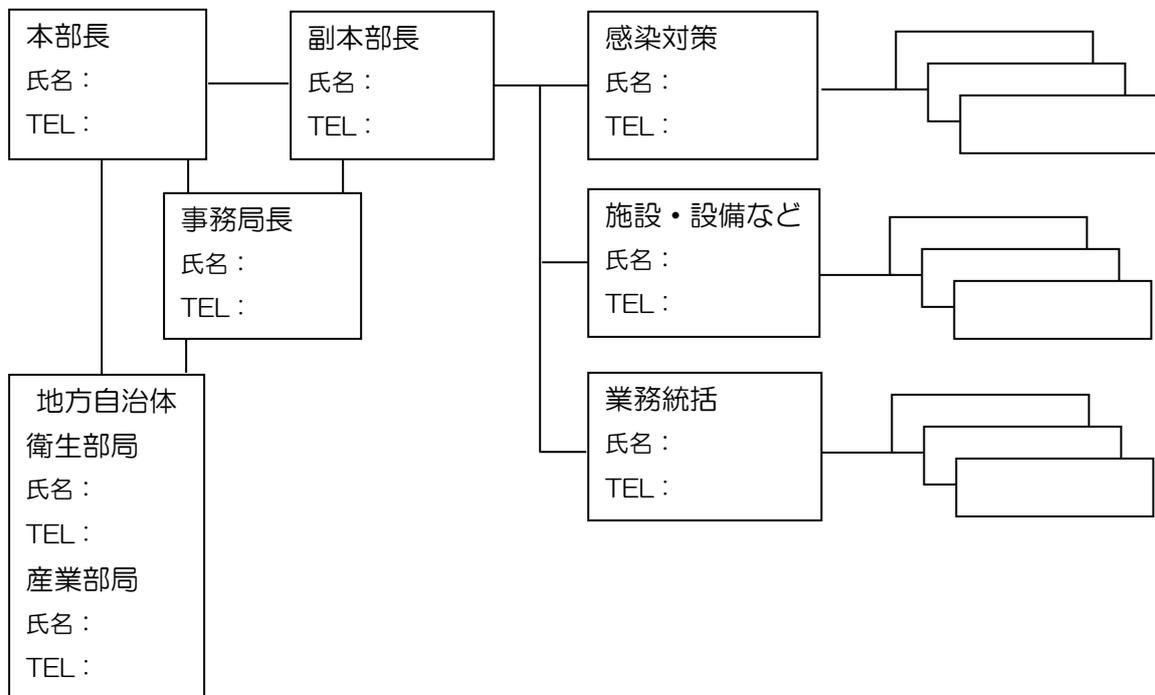
●〇〇〇卸売市場における緊急連絡体制は次の通りです。

体制図イメージ



実際の体制図と連絡網を作成して貼付してください。

連絡網イメージ



第3 感染拡大防止策

新型コロナウイルス感染症のウイルスはインフルエンザウイルスと同様に(1)飛沫感染と(2)接触感染が主な感染経路とされています。

そこで、先(1ページ)に述べた5つの対策①～⑤について、次ページ以降に具体的な内容とチェックリストを示します。

(1) 飛沫感染

飛沫感染とは、感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指します。

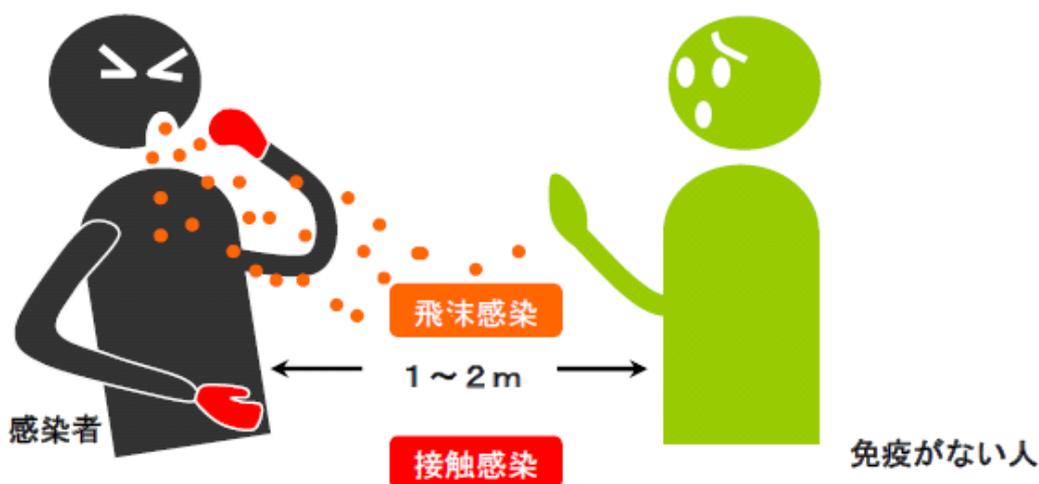
なお、咳やくしゃみはなどの飛沫は空気中で1～2メートル以内の範囲であれば、感染する可能性があります。



(2) 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創(開放性損傷)の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指します。

例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、携帯電話、ペン、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の目や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介されます。



新型コロナウイルス感染症の主な感染経路

資料引用：「事業者・職場における新型インフルエンザ感染症対策ガイドライン」(厚生労働省)

5つの対策

① 予防対策の徹底

体調管理やこまめな手洗い・手指の消毒、咳エチケットなどを実施すれば、感染のリスクを大きく減らすことができます。

そのためには、次のことについて市場関係者に周知徹底をしてください。

① 予防対策の徹底

- ② 患者発生時の対応
- ③ 施設・設備などの洗浄・消毒
- ④ 業務の継続
- ⑤ 風評被害の対策

	内 容	チェック
①-①	体温の測定と記録を行なう。	
①-②	発熱などの症状がある場合に所属長への報告と自宅待機の徹底を行なう。	
①-③	不特定多数が集まる場所では、できる限りマスクを着用する。	
①-④	マスクを着用していない場合は、2メートルを目安に距離を保つ。	
①-⑤	屋内で作業する場合は、必要に応じて換気をする。	
①-⑥	不要不急の外出を控えて、不特定多数の者が集まる場には極力行かない。	
①-⑦	業務上、人と対面する必要がある場合、必ずマスクを着用して感染防止に努める。	
①-⑧	手洗い・うがい・消毒を行なう。	
①-⑨	咳エチケット（マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）を行なう。	
①-⑩	施設見学やイベントは中止する。	

手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！



資料引用：森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をおねがいします

3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間

②多数が集まる
密集場所

③間近で会話や
発声をする
密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。

首相官邸 厚生労働省 厚労省 コロナ 検索

首相官邸 厚生労働省 厚生労働省フリーダイヤル
厚労省 コロナ 検索 **0120-565653**

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をおねがいします

「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

他の人と
十分な距離を取る!

窓やドアを開け
こまめに換気を!

屋外でも密集するような
運動は避けましょう!
少人数の散歩や
ジョギングなどは大丈夫

飲食店でも距離を取りましょう!
・多人数での会食は避ける
・顔と一つ飛ばしに座る
・互い遠くに座る

会話をするときには
マスクをつけましょう!

電車やエレベーターでは
会話を慎みましょう!

5分間の会話は
1回の咳と同じ

資料引用：新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）



資料引用：新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省）

5つの対策

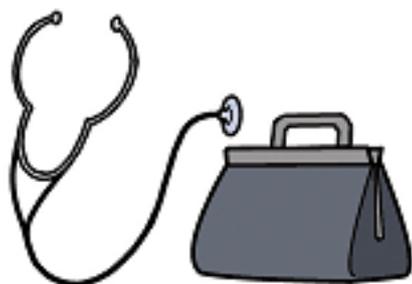
② 患者発生時の対応

新型コロナウイルス感染症が発生した場合、本人や周囲の人（家族含む）への感染を防止 しなくてはなりません。

そのためには、次のことについて市場関係者に周知徹底をしてください。

- ① 予防対策の徹底
- ② 患者発生時の対応**
- ③ 施設・設備などの洗浄・消毒
- ④ 業務の継続
- ⑤ 風評被害の対策

	内 容	チェック
②-①	感染者の発生が把握できる連絡体制を維持する。	
②-②	感染者または感染のおそれがある者は速やかに所属長に報告をする。	
②-③	職域において症状を訴えた者には、速やかに、安全な場所に移動して隔離する。	
②-④	報告を受けた所属長は、直ちに感染対策責任者に報告をする。	
②-⑤	感染対策責任者は、直ちに保健所、対策本部、事務局に報告をする。	
②-⑥	患者が発生した場合、保健所の指導を受ける。	
②-⑦	対策本部は市場関係者の統制を図り、事務局は地方自治体へ報告を行なう。	
②-⑧	保健所の調査に協力して、濃厚接触者を確定する。	
②-⑨	保健所の指導の下、濃厚接触者の出勤を停止して健康観察を行なう。	
②-⑩	感染者が接触した可能性のある場所や物を消毒して感染拡大を防ぐ。	



5つの対策

③ 施設・設備などの洗浄・消毒

一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設などでも操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

そのためには、次のことについて市場関係者に周知徹底をしてください。

- ① 予防対策の徹底
- ② 患者発生時の対応
- ③ 施設・設備などの洗浄・消毒
- ④ 業務の継続
- ⑤ 風評被害の対策

	内 容	チェック
③-①	常に一般衛生管理*の取組みは実施する。	
③-②	産地市場の衛生管理については、次の手引書を参考にするとよい。 ★「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」【産地市場利用者向け】 https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000619523.pdf ☆【卸売市場 水産物卸売業】（消費地市場向け） https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000605282.pdf ☆【卸売市場 水産物仲卸業】（産地仲買業者含む） https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000605286.pdf ☆【卸売市場 水産物小売業】 https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000605290.pdf	
③-③	感染者が発生した場合、保健所の指示に従って、洗浄・消毒を実施する。	
③-④	感染者が、直前まで職場で勤務していた場合、早急に洗浄・消毒が求められ、感染者が勤務した区域内で頻繁に手指が触れる箇所を中心に消毒剤を用いて拭き取り等を実施する。	
③-⑤	拭き取りについては、水道の蛇口やノズル、台、箱、手鉤、ドアノブ、スイッチ、手すり、机、椅子、エレベーターや販売機の押しボタン、トイレの流水レバー、便座など人がよく触れるところを念入りに行なう。	

*一般衛生管理とは、施設設備、機械器具類などの衛生管理、食品取扱者の健康や衛生などの管理のことです。



●③-④、③-⑤以外の洗浄・消毒

1日（1営業日）1回以上行うことが望ましい。

洗浄・消毒を行った時間を記しておくとうい。

◆ 衣類

衣類については、洗浄・清掃を行う。衣類やリネンに患者由来の体液（血液、尿、便、喀痰、唾液など）が付着しており、洗濯などが不可能である場合は、当該箇所を消毒剤で消毒する。

◆ 壁、天井

患者由来の体液が明らかに付着していない場合、清掃の必要はない。患者由来の体液が付着している場合、当該箇所を広めに消毒する。

◆ 床や機材・器具類

患者が滞在した場所の床や機材・器具類については、高圧洗浄機やブラシ、モップ、スポンジなどによる洗浄を行う。明らかに患者由来の体液が存在している箇所については、消毒を行う。

◆ 事業者周辺の地面（道路など）

人が手であまり触れていない地面（道路）などの清掃は必要性が低い。

参考資料

**食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、
アルコールよりも、熱水や塩素系漂白剤が有効です。**

（新型コロナウイルスだけでなく、ノロウイルスなどにも有効です）



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。

火傷に注意してください。



濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。

ハイター、ブリーチなど。裏面に作り方を表示しています。

【注意】

- ・家事用手袋を着用して行ってください。
- ・金属は腐食することがあります。
- ・換気をしてください。
- ・他の薬品と混ぜないでください。

資料引用：「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」（厚生労働省）

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
	キッチンハイター	水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯)
カネヨ石鹼	カネヨブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	カネヨキッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
ミツエイ	ブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)
	キッチンブリーチ	水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯)

【注意】

- 使用にあたっては、商品パッケージやHPの説明をご確認ください。
- 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

資料引用：「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」（厚生労働省）

◆◆◆2020年5月1日プレス発表概要◆◆◆

(独)製品評価技術基盤機構(NITE)は経済産業省の要請による調査結果として、新型コロナウイルスに有効な可能性がある消毒方法として、以下が選定されています。

界面活性剤(台所用洗剤等) / 次亜塩素酸水(電気分解法で生成したもの) / 第4級アンモニウム塩

これらの消毒方法については、5月時点で新型コロナウイルスを用いた検証試験が行われております。

④ 業務の継続

生鮮食料品の安定供給確保のために業務の継続が求められます。

優先的に継続する業務の選定、業務マニュアルの作成により、業務継続体制を維持できるようにしてください。

そのためには、次のことについて市場関係者に周知徹底をしてください。

- | |
|-----------------|
| ① 予防対策の徹底 |
| ② 患者発生時の対応 |
| ③ 施設・設備などの洗浄・消毒 |
| ④ 業務の継続 |
| ⑤ 風評被害の対策 |

	内 容	チェック
④-①	優先的に継続させる水産物（商品）や関連する業務を選定する。	
④-②	業務継続のために必要な人員、物品（マスク、手袋、消毒液等）等を把握する。	
④-③	重要業務継続のための事前準備を行なう。	
④-④	従業員の確保状況（欠勤率）による段階別の業務継続体制を図る。	
④-⑤	取引状況を注視して供給不足など社会不安を防ぐための先手の対策を講じる。	
④-⑥	流通確保対策として在庫の放出、他産地等からの集荷、出荷要請などを行う。	

補足説明

④-③ 重要業務継続のための事前準備

- 1) 市場関係者との相互連携体制の整備
- 2) 在宅での業務対応（オンライン会議、電話、携帯電話、ファックス、メールなど）
- 3) 重要業務継続用の業務マニュアルを作成（④-④に関連）
- 4) 職員教育により複数の職員が重要業務をできる体制構築（できれば3人以上）
- 5) 職員ごとに応援可能な業務のリスト化（職員ごとに異動や経験の履歴を把握）

④-④ 欠勤率による段階別業務対応

(例)	通常時		第1段階		第2段階
欠勤率	通常通り	⇒	3割未満（目安）	⇒	3割以上（目安）
業務体制	通常通り	⇒	原則通常通り	⇒	重要業務の継続を中心 それ以外の業務は縮小・休止 取引の方法変更※を検討
人員体制	通常通り	⇒	早出・残業・休日出勤など	⇒	早出・残業・休日出勤など 他部門からの応援による対応 応援者の業務用マニュアル作成

※取引の方法変更 例) セリを相対や入札に変えるなど



5つの対策

⑤ 風評被害の対策

新型コロナウイルス感染症の発生・流行に際し、誤った知識から特定の水産物や産地に風評被害が生じると、取引の停滞が懸念されます。

また、市場関係者から感染者が発生した場合、産地全体に対する風評被害が発生することも考えられます。

正しい知識を取得して正確な情報を発信できる体制とします。

そのためには、次のことについて市場関係者に周知徹底をしてください。

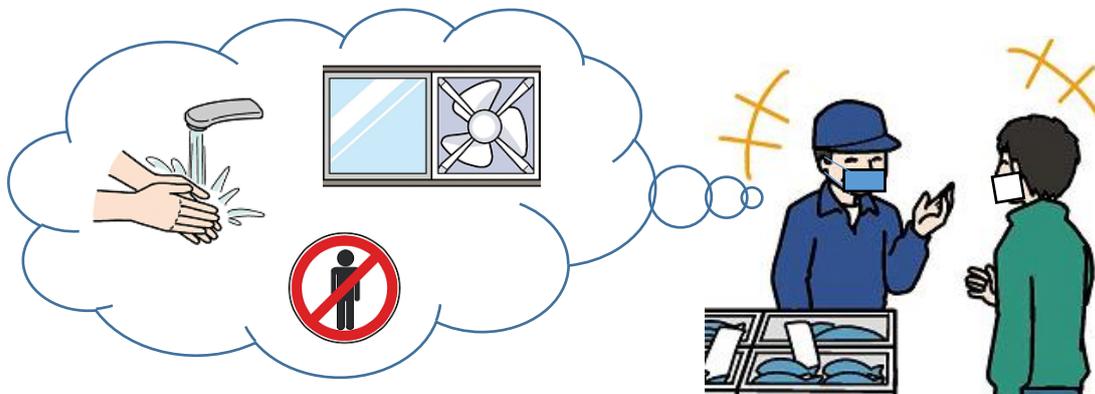
- | |
|-----------------|
| ① 予防対策の徹底 |
| ② 患者発生時の対応 |
| ③ 施設・設備などの洗浄・消毒 |
| ④ 業務の継続 |
| ⑤ 風評被害の対策 |

	内 容	チェック
⑤-①	安全に関する情報収集と市場関係者や消費者に正確な知識の周知を図る。	
⑤-②	国や地方自治体の安全性に関する見解を周知して風評被害の発生を防止する。	
⑤-③	マスクミなどにも協力を依頼するなどして安全性のさらなる周知徹底を図る。	
⑤-④	市場関係者から感染者が発生した場合、感染拡大防止の取組みなどを広報する。	
⑤-⑤	市場内の感染状況、感染拡大防止に向けた取組みなどの正確な情報を発信する。	
⑤-⑥	感染者が多数発生した場合には、さらなる感染拡大防止策を充実させる。	

補足説明

⑤-①、③、⑤

- 1) 市場関係者や取引先へ感染予防策の方法を説明した通知、リーフレットまたはパンフレットなどを配布する。
- 2) 市場内に感染防止策のポスターを掲示する。
- 3) 風評被害の対策として、必要な連絡先のリストを作成する。



新型コロナウイルス感染症の予防対策

- **食品を介して**新型コロナウイルス感染症に**感染したとされる事例は報告されていません。**
- 新型コロナウイルス感染症の主要な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられています。
- **体調管理**や**こまめな手洗い・手指の消毒、咳エチケット**などを実施すれば心配する必要はありません。
- 一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等において**操業停止や食品廃棄などの対応は必要ありません。**

・お勧めする感染症予防対策

- 体温を測定し、記録すること
- 発熱などの症状がある場合は、所属長に連絡して自宅待機すること
- 不特定多数が集まる場所では、できる限りマスクを着用すること
- マスクを着用しない場合は、2メートルを目安に、距離を保つこと
- 屋内で作業する場合は、必要に応じて換気を行うこと

※ マスクの入手が難しい状況ですが、政府としてその確保に全力で取り組んでいるところです。

・感染者が発生した施設設備等の消毒方法

- **アルコール消毒液**を浸したペーパータオル等で**拭きとり清掃**します。

清掃箇所

頻繁に**手指が触れる場所**

(机、手すり、ドアノブ、電気のスイッチ、水道の蛇口など)

消毒用資材

アルコール(消毒用エタノール(70%)、(次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)*で代用可)

拭き取りに使う**使い捨てペーパータオル等**

* 次亜塩素酸消毒液を扱う際には、手袋着用など十分に注意して行って下さい。

農林水産省

市場内に掲示できるリーフレットの例

資料引用：新型コロナウイルス感染症の予防対策（農林水産省）

参考資料

HACCP 認定加速化支援センター〔構成機関:一般社団法人海洋水産システム協会〕の『水産物産地市場の品質・衛生管理』のホームページ (<http://www.ichiba-qc.jp/>)でも次の情報提供を行っております。

新型コロナウイルス対策に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の予防対策（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-4.pdf

新型コロナウイルス対策「食品産業（市場関係者含む）のみなさまへ」（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_shoku_PR.pdf

食品産業事業者（市場関係者含む）の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_syo.pdf

新型コロナウイルス対策「漁業者のみなさまへ」（水産庁）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_gyo_PR.pdf

漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（水産庁）

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/gl_gyo.pdf

新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（国立感染症研究所）

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200319.pdf>

食品衛生法の改正に伴う HACCP に沿った衛生管理の制度化（2020年6月施行）

HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

【魚介類競り売り営業】（産地市場向け）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000619523.pdf>

【卸売市場 水産物卸売業】（消費地市場向け）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000605282.pdf>

【卸売市場 水産物仲卸業】（産地仲買業者含む）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000605286.pdf>

【卸売市場 水産物小売業】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000605290.pdf>

HACCP に沿った衛生管理の制度化に関するQ & A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000483069.pdf>